第二級陸上無線技術士「法規」試験問題

20 問 2 時間

- A-1 電波法(第2条)に規定する「無線局」の定義について、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、微弱な電波のみを使用するものを含まない。
 - 2 無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、微弱な電波のみを使用するものを含まない。
 - 3 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
 - 4 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- A 2 無線局の予備免許を受けた者が指定された工事落成の期限(期限の延長があったときは、その期限)の経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしないときに執られる措置について、電波法(第11条)の規定に照らし正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 当該工事落成の期限の延長を申請するように指示される。
 - 2 速やかに、工事を落成するよう指示される。
 - 3 その無線局の予備免許が取り消される。
 - 4 その無線局の免許が拒否される。
- **A 3** 次の記述は、無線局の登録について、電波法(第27条の18及び第27条の19)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより A を有する無線局その他無線設備の規格(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。)を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務 大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開設しようとする無線局の無線設備の規格
- (3) 無線設備の設置場所
- (4) B

の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。 総務大臣は、 の登録の申請があったときは、第27条の20(登録の拒否)の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第103条の2(電波利用料の徴収)第2項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに登録しなければならない。

- (1) **C**
- (2) 登録の年月日及び登録の番号

	A	В	C
1	指定された呼出符号又は呼出名称を自動的 に送信し、又は受信する機能	周波数及び空中線電力	登録の有効期間
2	指定された呼出符号又は呼出名称を自動的 に送信し、又は受信する機能	電波の型式及び周波数	の(1)から(4)までに掲げる事項
3	一定の時間自己の電波を発射しないことを 確保する機能	電波の型式及び周波数	登録の有効期間
4	一定の時間自己の電波を発射しないことを 確保する機能	周波数及び空中線電力	の(1)から(4)までに掲げる事項

(GY801-1)

	備の技術基準適合自己確認について、電波法() れるべき字句の正しい組合せを下の1から4 字句とする。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
線設備の技術基準、使用の意 与えるが少の情報を認っている。 を対けている。 を対けている。 を対すする。 は、適のという。 を対すする。 技術基するである。 を対するをはいる。 を対するをはいる。 を対するをはいる。 を対するをはいる。 を対するをはいる。 を対するをはいる。 を対するをはいる。 を対するをはいる。 を対するをはいる。 を対するをはいる。 を対するをはいる。 を対するをはいる。 を対するをはいる。 は、こことがなびこの概でいる。 は、こことののともでいる。 は、こことがない。 には、では、でいる。 は、こことがない。 には、では、では、では、では、には、には、には、には、には、には、には、には、には、には、には、には、には	自己確認をしたときは、総務省令で定めるとこ 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 を行った特別特定無線設備の種別及び工事設計 特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に 己確認の方法等に関する事項で総務省令で定め と者(以下「届出業者」という。)は、総務省令で である事項に変更があったときは、総務省令で定	阻害するような混信その他の妨害を無線設備」という。)の A は、そのとして、その工事設計(当該工事設計る。と線設備の工事設計が第3章に定めると線設備のいずれもが当該工事設計での規定による確認(以下「技術基準適らにより、次に掲げる事項を総務大会なものであるところにより、 B しなけるものにより、
A	D.	C
A	B	C
1 製造業者又は輸入業者2 製造業者又は輸入業者	の検証に係る記録を作成 の検証に係る記録を作成し、これを保存	の(4)又は(5) の(1)、(4)又は(5)
3 製造業者 4 製造業者	の検証に係る記録を作成 の検証に係る記録を作成し、これを保存	の(1)、(4)又は(5) の(4)又は(5)
る。 内に入れるべき字句 対地静止衛星に開設する人 行うものは、公称されている 対地静止衛星に開設する人 の無線電話、テレビジョン、 を行うことを目的とするもの きるものでなければならない 対地静止衛星に開設する人	選の維持について、電波法施行規則(第32条項の正しい組合せを下の1から4までのうちか 工衛星局(実験局を除く。)であって、固定地点 位置から A 以内にその位置を維持するこの 工衛星局(放送衛星局、放送試験衛星局及び一 データ伝送又はファクシミリによる無線通信 のに限る。)は、公称されている位置から B い。 工衛星局であって、 及び の人工衛星局以 維持することができるものでなければならない	ら一つ選べ。 の地球局相互間の無線通信の中継をとができるものでなければならない。 般公衆によって直接受信されるため 業務を行うもののうち電気通信業務 以内にその位置を維持することがで 外のものは、公称されている位置か
A B	С	

ABC1 経度の±0.1 度緯度及び経度のそれぞれ±0.1 度経度の±0.5 度2 経度の±0.5 度緯度及び経度のそれぞれ±0.5 度経度の±0.1 度3 緯度の±0.1 度経度の±0.1 度経度の±0.1 度4 緯度の±0.5 度経度の±0.5 度

		ミ護装置について、無線設存 且合せを下の1から4まで		に沿って述べたものである。 内
	無線設備の電源回路には、 ごない。	Aを装置しなければ	ばならない。ただし、[B以下のものについては、この限
3	ヒューズ又は電流の異々	新器 犬に対する警報装置 D異状に対する警報装置		F
則(6条の7)の規定に沿って	_	の信号対雑音比について、無線設備規 内に入れるべき字句の正しい組
o [D周波数偏移を与えたとる	き、 A 以上となるもの 合は、50 マイクロ秒の	oでなければならない。	変調周波数により主搬送波に±75kHz ピーダンス周波数特性の回路により
2 3	60 デシベル プレエ 55 デシベル デイエ	ンファシス ンファシス ンファシス ンファシス		
(第		二沿って述べたものである		の一般的条件について、無線設備規則 ヾき字句の正しい組合せを下の1から る。
以 を 無 え (件に	F、838MHz を超え 846MHz 登え 1,516MHz 以下の周減 泉設備で 887MHz を超え 8 I,453MHz 以下若しくは 1 こ適合するものでなければ	以下、860MHz を超え 8850 皮数の電波を送信するも <i>0</i> 89MHz 以下、893MHz を超, ,465MHz を超え 1,468MHz ばならない。	MHz 以下、1,477MHz を O又は時分割多元接続だえ 901MHz 以下、915MH 以下の周波数の電波を	え 828MHz 以下、832MHz を超え 834MHz 超え 1,501MHz 以下若しくは 1,513MHz 片式携帯無線通信を行う陸上移動局の lz を超え 958MHz 以下、1,429MHz を超 送信に使用するものは、次の一般的条
(2) (3) (4) (5)	り場合にあっては B を る一の搬送波当たりのチャ 基地局と通信を行う個 一の基地局の通話チャ 基地局の無線設備は、	を使用する複信方式である マネルの数は、総務大臣か マの陸上移動局の送信装置 ネルから他の基地局の通 <u>C</u> と接続できるもので に <u>係る区</u> 域であって、当記	こと。ただし、A 「別に告示するものです 置が自動的に識別され。 話チャネルへの切替え であること。	_ における多重する数及び <mark>B</mark> におけ えること。
1 2 3 4	時分割多元接続方式		C 有線電気通信設備 電気通信回線設備 有線電気通信設備 電気通信回線設備	D 拡大化 細分化 細分化 拡大化

	に沿って述べたものである。 。なお、内の同じ記	• ———)止しい組合せを下の	り1から 4 ま	でのつちから一つ選			
		定によりその選任の 図を受けさせなけれ D規定により、免許。 内に A 総務大臣の 受けた主任無線従 受けた日以降につい Oらず、 D である)届出をした ずならない。 人等は、主任 の行う講習で 事者にその語 いても同様と るとき、その	主任無線従事者に、 E無線従事者を選任し を受けさせなければな 講習を受けた日から でする。 D他総務大臣が当該	総務省令で したときは、 ならない。 C 以内に	定める期間ごとに、 当該主任無線従事者 講習を受けさせなけ			
	Α	В	С	1					
1				, h舶又は航空機が航行	中				
2		6 箇月		舶が航行中	•				
3	無線設備の操作の監督は	こ関し 3 箇月	5 年 船	舶又は航空機が航行	中				
4	無線設備の操作の監督は	-関し 6箇月	3 年 船	舶が航行中					
1 2 3 4	超短波放送局の空中線電 海岸局の空中線電力 5 =	電力 3 キロワットの無 キロワットの無線設備	無線設備の抗 構の技術操作	技術操作 ■	の技術操作				
	次の記述は、無線局を運 入れるべき字句の正しい約		•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	て述べたもの	かである。内			
無線局を運用する場合においては、 $oldsymbol{A}$ 、識別信号、 $oldsymbol{B}$ は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、 $oldsymbol{C}$ については、この限りでない。									
1 2 3	無線設備 無線設備の設置場所	B電波の型式及び周辺 周波数及び空中線電波の型式及び周辺	電力 遭難 皮数 遭難	通信、緊急通信、安 通信 通信					
	無線設備の設置場所暗語の使用に関する記述し一つ選べ。	周波数及び空中線電		注通信、緊急通信、安 記定に照らし正しいも					

A - 9 次の記述は、主任無線従事者の講習の期間について、電波法(第39条)及び電波法施行規則(第34条の7)の規

- 1 実験無線局及び実用化試験局の行う通信には、いずれも暗語の使用を禁止されている。2 非常局の行う通信には、暗語の使用を禁止されているが、簡易無線局の行う通信には、暗語の使用を禁止さ れていない。
- 3 実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、いずれも暗語の使用を禁止されている。
- 4 アマチュア無線局の行う通信には、暗語の使用を禁止されていないが、非常局の行う通信には、暗語の使用 を禁止されている。

	A - 13 次の記述は、無線通信の秘密の保護について、電波法(第59条及び第109条)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。											
				·,	信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は を傍受してその B を漏らし、又はこ							
		Cの秘密を漏らし、X 無線通信の業務に従事する			5 0万円以下の罰金に処する。 を漏らし、又は窃用したときは、 D に							
	XL.	<u>l</u> する。										
		Α	В	C	D							
	1	特定の相手方に対して	存在若しくは内容	無線局の取扱中	2年以下の懲役又は100万円以下							
	_	行われる無線通信		に係る無線通信	の罰金 							
	2	特定の相手方に対して	内容	無線通信	1年以下の懲役又は50万円以下の							
	3	行われる無線通信 無線通信	存在若しくは内容	無線通信	罰金 2年以下の懲役又は100万円以下							
•	3	無緣進信	行任石ひくは内台	無脉進音	2年以下の感役又は「00万円以下の罰金							
•	4	無線通信	内容	無線局の取扱中 に係る無線通信	1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金							
					H1 TE							
					設する無線局をいう。)の時計、業務書類							
	等の備付けについて、同法(第60条)及び電波法施行規則(第38条及び第38条の2)の規定に沿って述べたもの											
- -	で <i>あ</i>			合せをトの 1 から	ら4までのうちから一つ選べ。なお、							
L		内の同じ記号は、同じ	子可とりる。									
		無線局には、正確な時計別	ひ A その他総務:	省令で定める書類を	E備え付けておかなければならない。ただ							
	L				情付けを省略することができる。							
		の規定により登録局に係	備え付けておかなければ	ばならない総務省令	って定める書類は、登録状並びに B の							
	集	「録とする。この場合におい	ハて、 B の集録が	電磁的方法により記	記録されたものであるときは、当 <u>該記録</u> を							
	必	要に応じ直ちに表示できる			_							
		のただし書の規定により)登録局にあっては、[<u>C</u> の備付けを省	鉛略することができる。							
		Α	В		С							
	1	無線検査簿	電波法及び電波	去施行令	時計及び無線検査簿							
	2	無線検査簿	電波法、国際電		無線検査簿							
			及び国際電気通信									
	3	無線検査簿、無線業務日記			時計、無線検査簿及び無線業務日誌							
•	4	無線検査簿、無線業務日記	ま 電波法及び電波流	去施行規則	無線検査簿及び無線業務日誌							

- A 15 包括免許が取り消されることがある場合に該当しないものはどれか。電波法(第76条)の規定に照らし下の1 から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 運用開始の期限(期限の延長のあったときはその期限)までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
 - 2 正当な理由がないのにその包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
 - **3** 不正な手段により包括免許を受けたとき。
 - 4 包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく下回ることが確実であると認めるに足りる相当な理由があるとき。

B - 1 次の記述は、包括免許の付与について、電波法(第27条の5)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。
総務大臣は、特定無線局の免許の申請を審査した結果、その申請が第27条の4(申請の審査)各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、免許を与えなければならない。 (1) ア (2) 空中線電力 (3) 指定無線局数(
1 5年 2 10年 3 氏名又は名称及び住所 4 周波数 5 氏名又は名称 6 同時に運用される特定無線局の数 7 電波の型式及び周波数 8 同時に開設されている特定無線局の数の上限 9 すべての特定無線局の運用を開始する期限 10 一以上の特定無線局の運用を最初に開始する期限
B - 2 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて、電波法(第31条)及び電波法施行規則(第11条の3)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。
総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の ア 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。 の総務省令で定める送信設備は、次に掲げる送信設備以外のものとする。 (1) 26.175MHz イ 周波数の電波を使用するもの (2) 空中線電力 ウ 以下のもの (3) に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定さ
れることとなっているもの (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の 周波数を随時測定し得るもの
 (5) 放送局の送信設備であって、空中線電力 50 ワット以下のもの (6) エ において使用されるもの (7) オ の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を 0.025 パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの (8) その他総務大臣が別に告示するもの
1 実験局 2 以下の 3 1ワット 4 を超える 5 2分の1 6 10ワット 7 5分の1 8 アマチュア局 9 標準周波数局 10 実用化試験局

B - 3		欠の記述は、 凸って述べた					•		•				-	
	t	人工衛星局 人工衛星局 ただし、総務 のただし	は、- 3省令⁻	その無線記 で定める人	殳備の ウ	を遠 につい	<u></u> 遠隔操作に ては、こ(より エ D限りでな	するこ こい。	ことができ	るもの _	でなけ		
		停止 2 空中線電力	. 低》 J		制限 電波の型		更 5 「周波数			人工衛星 人工衛星			電波の発射 工衛星局	ţ
B - 4		欠の記述は、 C述べたもの 内の同し	である	ა .	_	るべき								
	đ	モノホニッ 00 パーセン ステレオホ ある イ 左 ヘルツ、1,00 カ オ 、	トの振 ベニック E側信 ⁻ 00 ヘノ	幅変調を 7放送を行 号と右側信 レツ及び 5	したとき、 fう場合に i号の <u>ウ</u> i,000 ヘル	ア あって	以下であ は、変調/ け 80 パ	ること。 割波数が 2 ーセントの	200 へル O振幅変	ツ、1,000 調をした <u>。</u>) ヘルッ <u>とき、</u> ∑	ノ及び スは変詞	5,000 ヘル 調周波数が	/ツで 「200
		和信号 いずれかか						zント						ŧ
B - 5		欠の記述は、 べき字句を下										_		
	当記	総務大臣は、 亥無線局(登 オ ことがて	發昂	を除く。)									範囲内に 	
		公益上 命ずる 運用	6	電波の監理 目的の遂行 勧告する				しくは周波 は空中線電		4 無線記 8 無線記	设備の設 设備の変			